

全国の司法書士会一覧

全国の司法書士会にて、お近くの司法書士のご紹介や相談窓口のご案内をしています。

札幌司法書士会
011-281-3505

函館司法書士会
0138-27-0726

旭川司法書士会
0166-51-9058

釧路司法書士会
0154-41-8332

宮城県司法書士会
022-263-6755

福島県司法書士会
024-534-7502

山形県司法書士会
023-642-3434

岩手県司法書士会
019-622-3372

秋田県司法書士会
018-824-0187

青森県司法書士会
017-776-8398

東京司法書士会
03-3353-9191

神奈川県司法書士会
045-641-1372

埼玉司法書士会
048-863-7861

千葉司法書士会
043-246-2666

茨城司法書士会
029-225-0111

栃木県司法書士会
028-614-1122

群馬司法書士会
027-224-7763

静岡司法書士会
054-289-3700

山梨県司法書士会
055-253-6900

長野県司法書士会
026-232-7492

新潟県司法書士会
025-244-5121

愛知県司法書士会
052-683-6683

三重県司法書士会
059-224-5171

岐阜県司法書士会
058-246-1568

福井県司法書士会
0776-43-0601

石川県司法書士会
076-236-2275

富山県司法書士会
076-445-1576

大阪司法書士会
06-6941-5351

京都司法書士会
075-241-2666

兵庫県司法書士会
078-341-2755

奈良県司法書士会
0742-22-6677

滋賀県司法書士会
077-525-1093

和歌山県司法書士会
073-422-0568

広島司法書士会
082-511-7196

山口県司法書士会
083-924-5220

岡山県司法書士会
086-226-0470

鳥取県司法書士会
0857-24-7013

島根県司法書士会
0852-24-1402

香川県司法書士会
087-821-5701

徳島県司法書士会
088-622-1865

高知県司法書士会
088-825-3131

愛媛県司法書士会
089-941-8065

福岡県司法書士会
092-714-3721

佐賀県司法書士会
0952-29-0626

長崎県司法書士会
095-823-4777

大分県司法書士会
097-532-7579

熊本県司法書士会
096-364-2889

鹿児島県司法書士会
099-256-0335

宮崎県司法書士会
0985-28-8538

沖縄県司法書士会
098-867-3577

こんなとき、 司法書士がお役に立ちます

遺言書の作成の相談から
相続手続の様々な場面でお手伝いできます。

- どんな遺言書を書いたらいいかわからない。
- 遺言書の保管制度を利用したい。
- 相続による名義書き換えをしたいが、書類を集めるのが難しくわからない。
- 銀行から「法定相続情報一覧図」を取ってくれと言われたが、取り方がわからない。
- 会社の社長が死亡した。大至急、代表者の交代をしたい。
- 大きな借金を残して親(または配偶者)が死亡した。どうすればよいか。

…などの各種相続手続

発行

令和4年に司法書士制度は150周年を迎えます。



日本司法書士会連合会

Japan Federation of Shihō-Shōshi Lawyer's Associations

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号

TEL : 03-3359-4171

にっしれん

検索



令和2年7月10日から
法務局による
「遺言書保管制度」が
始まります



まずは、あなたの遺言必要度をチェック! >>>

日本司法書士会連合会

遺言必要度チェック

- 子どもがおらず配偶者に遺産を全部のこしたい
- 特定の相続人に財産をのこしたい
- 相続人以外の世話になった人に財産をのこしたい
- 残される配偶者に配偶者居住権を設定したい
- 内縁関係のパートナーに遺産をのこしたい
- 相続人がいない、または大勢いる
- 離婚した相手との間に子どもがいる
- 再婚した相手に子どもがいる
- 認知したい子どもがいる
- 相続人の仲が良くない、または疎遠である
- 財産が多い (例: 不動産を複数所有している)
- 相続人のなかに音信不通、行方不明の方がいる

がついた方は
遺言を検討しませんか

遺言にはいくつかの種類があります。どの方式がよいのかは、ご家族や財産の状況によりお一人お一人異なります。あなたの思いをしっかりと遺すためにぜひ司法書士にご相談ください。



令和2年7月10日から

法務局で遺言書を預かってもらえる制度が始まります

ステップ1

自筆証書遺言を作成する

保管の申請をすることができる遺言書は、民法の規定に基づき自筆で書かれた遺言書のみです。また、遺言書に封をしてはいけません。

ステップ2

遺言書の保管申請をする

- 1 法務局 (管轄の遺言書保管所) の予約をとります。
- 2 遺言者本人が法務局へ出向きます。
- 3 必要事項を記載した申請書、遺言書、必要書類 (遺言者の本籍の記載のある住民票など) を提出します。法務局が遺言者の本人確認を行い、書類の審査を行います。
- 4 不備がなければ、遺言書の保管が開始され、遺言者に保管証が交付されます。

相続開始後

遺言書の内容の証明書を受け取り、相続手続をする

相続人等は、法務局 (遺言書保管所) で、必要事項を記載した各請求書と必要書類※を提出し、遺言の内容の証明書の交付を受けて、相続手続を行います。遺言書の保管の有無に関する証明書の交付も受けることができます。

※相続人全員の相続関係を証する書類と住所を証する書類等が必要です。

《司法書士はこんなお手伝いができます。》

法務局では遺言書の形式 (日付、署名、押印の有無など) のチェックはしますが、遺言の内容 (遺言者が望むとおりの相続手続ができるかどうか) のチェックまではできません。せっかく保管した遺言書が使えない、遺言者の思いとは違う結果となった、といったことがないように作成の段階から司法書士がお手伝いします。

保管申請には遺言者本人が必ず法務局へ出向く必要があります。書類等に不備があった場合、何度も書類を書き直したり、何度も足を運ぶ手間が生じることもあります。スムーズな保管申請手続ができるように、司法書士が申請書の作成や戸籍事項証明書等の収集をお手伝いします。

司法書士が請求書の作成や戸籍事項証明書等の収集、法定相続情報一覧図の作成をお手伝いします。また、その後の相続手続 (不動産、預貯金、有価証券などの名義変更) もお任せください。

